

令和 8 年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」の補助事業者（執行団体）の選定に係る応募書類審査について

1 審査委員会による審査

宮崎県職員により構成する審査委員会において、提出された応募書類の内容について審査を行う。なお、審査委員会は非公開とする。

2 応募書類の審査方法

(1) 審査委員会委員は、「令和 8 年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」に係る補助事業者（執行団体）応募書類審査基準及び採点表」（別添 2）に基づき、以下の採点基準で採点する。

【採点基準】	<配点 10 点>	<配点 15 点>	<配点 20 点>
A（良い）	10 点	15 点	20 点
B（やや良い）	8 点	12 点	16 点
C（普通）	6 点	9 点	12 点
D（やや悪い）	4 点	6 点	8 点
E（悪い）	0 点	0 点	0 点

(2) (1)の委員毎の採点結果を合計した後、出席委員数で除して平均点を求め、その点数が最も高い者を補助事業者として採択する。

(3) 複数の応募者の(2)で算出した平均点が同点の場合、次の①から⑤の順で採択する補助事業者を選定する。

- ① 「A」の数が多き者
- ② 「A」の数が同数の場合は、「B」の数が多き者
- ③ 「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多き者
- ④ 「C」の数も同数の場合は、「D」の数が多き者
- ⑤ 「D」の数も同数の場合は、委員の多数決により採択

(4) (2)で算出した平均点が 60 点以上になつた応募者がいなくなつたときは、補助事業者を採択しない。

(5) 応募者が一者の場合、(2)で算出した平均点が 60 点以上であれば補助事業者として採択することができる。